

法規演習

はじめて主任になると新任主任研修で法規演習を受講する。

自分も平成 15 年度に教務主任として初めて主任を体験した。当時、悉皆研修として教務主任研修が行われ、宿泊研修であった。

今、職務として法規演習に携わっているが、思い出されることがある。もう相当昔であるが、新聞に、専門学校卒業生が司法試験に合格した記事である。彼女は、専門学校で法律と関わり、法律の条文が人の活動や生活に対して暖かさを持ち、国民を守っていることに感銘し、法律を勉強しようと考えたそうである。その後、単位を取得し、大学卒業相当の資格を得、司法試験に挑戦して合格した。

学校で行われている活動はすべて法規に基づいていると言われている。校長や教頭が職員を法令をもとに管理するとき、関係する法令を根拠をしている。しかし、法令をもとに部下職員をいたわり、管理職が部下職員のことを考えているよというメッセージを示すことも大切である。

一例を挙げる。教職員の時間外勤務についてである。

労働基準法第 33 条には、教員は時間外勤務ができないようになっている。しかし、現場では時間外勤務はあり得る。それが違法ではないように法令が整備されている。地方公務員法 58 条や給特法で労基法 33 条を読み替えて、「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように配慮しなければならない」としている。そして政令により、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないようにしている。

現実には、忙しく時間外勤務が起こりうる現場であるが、そうならないように配慮がなされている。

この哲学を管理職とともに、教育職員が再度認識しなくてはならないであろう。